

経営セーフティ共済のご案内

連鎖倒産からあなたの会社を守ります！！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金等の債権回収が困難となった時に、貸付が受けられる共済制度です。「もしものとき」の資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

【加入対象者】

- ①個人の事業主または以下の中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方
(資本金の額または従業員数のいずれかに該当)

| 業種 | 資本金・出資の額 | 常時使用する従業員数 |
|----------------|------------|------------|
| 製造業・建設業・運送業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| 情報サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| その他の業種 | お問い合わせください | |

- ②企業組合、協業組合

- ③事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

【6大メリット】

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 安心の共済制度 中小企業基盤整備機構が運営 | 高い節税効果 掛金は、損金または必要経費に計上 (積立限度額800万円) | 自由な掛金 5,000円～200,000円の範囲で自由選択 |
| 少額借入が可能 取引先倒産がなくても一時貸付制度あり | 貸付金の大きさ 掛金・債権の10倍の範囲内までの貸付金 | 無担保・無保証 貸付は無担保・無保証での借入が可能 |

お問合せ先

西宮商工会議所 地域振興課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-20

Tel: 0798-33-1258

Fax: 0798-33-3288

□ 共済金 貸付制度

1) 貸付が受けられる取引先の倒産

取引先事業者の「倒産」とは、以下の事態が取引先事業者に生じることをいいます。
 なお、「夜逃げ」等は、本制度の取引先事業者の「倒産」には該当しませんのでご注意ください。

| 倒産の事態 | | 倒産日 |
|---------------|---|-------------------|
| 法的整理 | 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがされること | 申立てがされた日 |
| 取引停止処分 | 手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること | 取引停止処分の日 |
| 私的整理 | 債務整理の委託を受けた弁護士等（※1）によって、共済契約者に対し支払いを停止する旨の通知がされること | 通知がされた日 |
| 災害による不渡り | 甚大な災害の発生によって、手形等（※2）が「災害による不渡り」となること | 当該手形等の手形交換日または呈示日 |
| 特定非常災害による支払不能 | 特定非常災害（※3）により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共済契約者に対し支払いを停止する旨の通知がされること | 通知がされた日 |

※1 弁護士または認定司法書士（法務大臣の認定を受け訴訟の目的となる価額が140万円を超えない請求事件訴訟等について代理業務を行うことができる司法書士）
 ※2 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券または証書
 ※3 政府が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定する大規模な災害

2) 貸付限度額

共済金の貸付けは、取引先事業者の倒産で回収困難となった売掛金債権と前渡金返還請求権の額と、掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求することができます。（貸付額は原則、50万円から8,000万円まで5万円単位となります。）
 取引期間が1年以上ある主要取引先（売上高の20%以上を占める取引先）が倒産した場合は、回収困難となった売掛金債権等の額に、一定金額が加算されます。共済金の貸付けは無担保、無保証人です。

3) 返済期間と返済方法

返済期間は、貸付額に応じて次のとおりです。（6ヶ月の据置期間が含まれています。）

| 貸付額 | 返済期間 |
|--------------------|------|
| 5,000万円未満 | 5年 |
| 5,000万円以上6,500万円未満 | 6年 |
| 6,500万円以上8,000万円以下 | 7年 |

返済方法は、6ヶ月の据置期間の後、返済期間が5年の場合は54ヶ月、6年の場合は66ヶ月、7年の場合は78ヶ月の均等分割により毎月返済していただきます。なお、返済期日までに共済金の返済がないと、年14.6%の違約金が課せられます。

共済金の貸付けは無利子です。ただし、貸付けを受けた場合、共済金の貸付額の10分の1に相当する額が払い込んだ掛金から控除されます。控除された額に相当する掛金の権利は消滅します。

□ 共済制度 解約について

共済契約が解約されたとき、掛金納付月数が12ヶ月以上の場合、解約手当金が支払われます。掛金納付月数が12ヶ月未満の場合は支払われません。また、不正行為により共済金や一時貸付金などの貸付けを受け、または受けようとした場合も支払われません。

解約手当金の額

解約手当金の額は、掛金の納付月数に応じて、掛金総額に次の表の率を乗じた額となります。

| 掛金納付月数 | 任意解約 | みなし解約 | 機構解約 |
|-----------|------|-------|------|
| 1ヶ月～11ヶ月 | 0% | 0% | 0% |
| 12ヶ月～23ヶ月 | 80% | 85% | 75% |
| 24ヶ月～29ヶ月 | 85% | 90% | 80% |
| 30ヶ月～35ヶ月 | 90% | 95% | 85% |
| 36ヶ月～39ヶ月 | 95% | 100% | 90% |
| 40ヶ月以上 | 100% | 100% | 95% |

※共済金などの貸付けがある場合の取扱い
 共済金や一時貸付金の貸付けを受けていて、返済していないものがある場合は返済期日前でも、解約手当金の額から控除されます。

※解約手当金の税法上の取扱い
 解約手当金は税法上、法人の場合は益金の額、個人の場合は事業所得の収入金額に算入することになります。

□ 共済制度 一時貸付制度について

一時貸付金は、取引先事業者が倒産していなくても、共済契約者の方が臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として受けられる貸付制度です。
 機構解約の場合に支払われる解約手当金の95%の範囲内です。すでに貸付けを受けている共済金や一時貸付金がある場合は控除されます。

| 貸付限度額 | 掛金納付月数 | | 一時貸付金の貸付限度額 |
|--|---|--|-------------------------------|
| | 1ヶ月～11ヶ月 | | 0円 |
| | 12ヶ月～23ヶ月 | | 掛金総額 × 75% × 95% |
| | 24ヶ月～29ヶ月 | | 掛金総額 × 80% × 95% |
| | 30ヶ月～35ヶ月 | | 掛金総額 × 85% × 95% |
| | 36ヶ月～39ヶ月 | | 掛金総額 × 90% × 95% |
| | 40ヶ月以上 | | 掛金総額 × 95% × 95% |
| | 掛金総額が800万円の場合 | | 800万円 × 100% × 95% (760万円) |
| (注) 平成23年9月末時点で掛金総額が320万円であった共済契約者については、掛金総額が引き続き320万円であり、かつ掛金月額を8万5,000円以上に増額していない場合に限り、貸付限度額は300万円となります。 | | | |
| 貸付額 | 30万円以上（5万円単位） | | |
| 貸付金の使途 | 事業資金（運転・設備） | | |
| 返済期間 | 1年 | | |
| 返済方法 | 期限一括償還 なお、返済期日までに一時貸付金の返済がないと、年14.6%の違約金が課せられます。さらに、返済期日から5ヶ月を経過しても返済がないときは、掛金を取り崩されます。 | | |
| 貸付利率 | 一時貸付金の貸付利率は金融情勢に応じて変動します。利息は一時貸付金の貸付けの際に、一括で前払いとなります。 なお、平成23年4月1日以降に中小機構が受け付けた一時貸付金の請求については、「年0.9%」となっています。 | | |
| 担保・保証人 | 無担保・無保証人 | | |